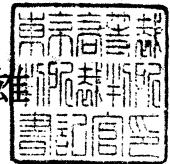


これは正本である。

平成20年5月21日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 橋崎 康



平成20年5月21日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 橋崎康雄

平成19年(ネ)第6002号損害賠償等反訴請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成18年(ワ)第9972号)

口頭弁論の終結の日 平成20年3月17日

判 決

中華人民共和国江蘇省南京市白水佳園19-1-301

控訴人兼被控訴人 夏 淑 琴

(以下「第1審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 渡 辺 春 己

同 尾 山 宏

同 小 野 寺 利 孝

同 米 倉 勉

同 南 典 男

同 山 森 良 一

同 穂 積 剛

同 井 堀 哲 子

同 菅 野 園 子

東京都文京区本郷一丁目28番36号 鳳明ビル301号

控訴人兼被控訴人 株 式 会 社 展 転 社

(以下「第1審被告会社」という。)

同代表者代表取締役 藤 本 隆 之

東京都武蔵野市境五丁目24番10号 亜細亜大学法学部

控訴人兼被控訴人 東 中 野 修 道

(以下「第1審被告東中野」とい  
い、第1審被告会社及び第1審被  
告東中野を併せて「第1審被告ら」

(2) 30頁11行目「およそ」から13行目までを「不合理であって、妥当なものということができない。」に改める。

(3) 31頁23行目の末尾に「また、第1審被告東中野の本件記述に関する原資料の解釈が、妥当なものということができないことは、上記認定のとおりである。」を加える。

## 2 第1審原告の当審における主張に対する判断

(1) 第1審原告は、第1審被告らの本件書籍の執筆・出版の目的は、学術論争ではなく、南京大虐殺はまぼろしという政治的プロパガンダを行っているにすぎず、第1審被告東中野の執筆態度も考慮すると、公益目的は認められないと主張する。

しかし、第1審被告らが特定の政治的立場から、自己の見解を正当化する目的で、本件書籍を執筆、発行したとしても、このことは、公益目的と矛盾するものではないというべきであって、第1審原告の上記主張は、採用することができない。また、上記引用に係る原判決の「第3 争点に対する当裁判所の判断」の3(1)イに説示するとおり、本件において、公益目的があるとの認定を覆すべき事情は認められない。

さらに、第1審原告は、本件書籍全体の執筆目的はともかく、本件記述については公益目的は認められないと主張する。

しかし、本件記述は第1審被告東中野の執筆した本件書籍の一部分であるから、本件記述が本件書籍の他の部分とは異なる目的で執筆されたなどの特別の事情が認められなければ、本件記述も、専ら公益を図る目的に出たものと認めるのが相当である。そして、本件記述について、上記のような特別の事情は認められない。

したがって、第1審原告の上記主張は、採用することができない。

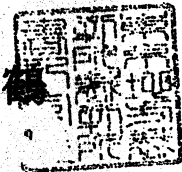
(2) 第1審原告は、第1審被告東中野の悪質性、本件記述に真実性が完全に欠如し、相当性も全く存在しないこと、本件書籍の出版によって第1審被告ら

これは正本である。

平成19年11月2日

東京地方裁判所民事第10部

裁判所書記官 本田 千



2007  
19. 11. 2

平成19年11月2日判決言渡 同日原本領収の裁判所書記官  
平成18年(ワ)第9972号 損害賠償等反訴請求事件  
口頭弁論終結日 平成19年7月27日

判 決

中華人民共和国江蘇省南京市白水佳園19-1-301

反 訴 原 告 夏 淑 琴

同 訴訟代理人弁護士 渡 辺 春 巳

同 山 田 勝 彦

同 尾 山 宏

同 小 野 寺 利 幸

同 米 倉 勉

同 南 典 男

同 穂 積 剛

同 上 野 格

同 井 堀 哲

同 菅 野 園 子

同 山 森 良 一

東京都文京区本郷1丁目28番36号鳳明ビル301号

反 訴 被 告 株 式 会 社 展 転 社

同 代表者代表取締役 藤 本 隆

東京都武蔵野市境5丁目24番10号 亜細亜大学法学部

反 訴 被 告 東 中 野 修 道

反訴被告ら訴訟代理人弁護士 高 池 勝 彦

同 中 島 繁 樹

主 文

1 反訴被告らは、反訴原告に対し、連帯して350万円及びこれに対する平成

いったい誰のこどもなのであろうか」との問題を提起し、自己の推論を重ねた結果、「8歳の少女」はシア夫婦の子供でもマア夫婦の子供でもなかったとの結論に至っているところ、そうすると「母の死体のある隣の部屋に這って行った」とある「母」はシアの妻でもアマの妻でもないことになるが、被告東中野はこの「母」に人数を示す固有の番号を付しておらず、この「母」はシアの妻かアマの妻かいずれかと理解している。これは明らかに矛盾であり、理論に破綻を来たしているというほかはない。

通常の研究者であればこの矛盾を認識し、そこに至る推論の過程のいずれに誤りがあるかを検証し、結局はイで述べたと同様の可能性に思い至るはずであるが、被告東中野は、上記矛盾点には一切言及していない。

11行目  
13行目  
エ 以上述べた2点だけからも、被告東中野の原資料の解釈はおよそ妥当なものは言い難く、学問研究の成果というに値しないと行って過言ではない。

(3) 当時「8歳の少女」が原告ではないとの理解が一般的であったか

ア 甲16、乙8、9によると、本件書籍が発行された当時存在した本多勝一の「貧困なる精神G集」(平成3年9月25日発行)は、フィルム解説文の原文「The soldiers then bayoneted another sister of between 7-6, who was also in the room.」の部分で「同じ部屋にもうひとり、8歳の妹がいたが、これも刺殺された。」(110頁)と訳して紹介し、笠原十九司も「南京難民区の百日」で上記書籍を引用し、「殺害されたのは・・・彼らの7,8歳の女の子である。」(255頁)と記述していることが認められる(もともと、本多勝一は、上記記述に関し「この『シア』一家は、拙著『南京への道』に出てくる夏淑琴さんお場合の可能性もあるかも知れない。」と注記している。)

イ しかしながら、上記事実のみからは、当時「8歳の少女」が原告ではないとの理解が一般的であったとも、またフィルム解説文の「7,8歳にな